



『変革 2027』の実現に資する 就業規則等の改正について」に関する解明申し入れ

9/22 提出

成績率にかかわる業務の成果・社員の成長をどのように評価するのか疑問の声が多くあがっている!

公正な評価が行われなければ、会社への信頼と帰属意識は高まらない!

申し入れ項目

1. 「変革 2027」の実現に資する就業規則等の改正を行うに至った経緯、課題、今後の目指すべき方向性を具体的に明らかにすること。
2. 今提案内容等の処遇改善を実施することによる総額人件費に対する考えを具体的に明らかにすること。
3. 期末手当における成績率(増額)の見直しを行う理由及び区分に30/100、25/100、20/100、3/100を新設した根拠と、成績率を適用する割合についての考え方を具体的に明らかにすること。
4. 勤務成績等によるそれぞれの成績率の区分への適用はどのように行われるのか、評価基準を具体的に明らかにすること。また「勤務成績が優秀な者」と「勤務成績が極めて優秀な者」及び現行制度との相違点を具体的に明らかにすること。
5. 「新たなジョブローテーション施策」等を踏まえ、より多様な業務に従事することによる能力の伸長、その発揮に対して措置を講じてきた「キャリア加算」の発展的解消を図る根拠を具体的に明らかにすること。
6. 基本給の調整については、社員が、会社が定めるいずれかの発令又は業務内容によりその該当する区分が2以上に達した場合又は資格等を取得した場合に「キャリア加算」として2,000円を加えるとしてきた経緯から、賃金の原則とは異なる未適用者及び初任給額の引き上げを行う根拠と、「キャリア加算の適用対象者のうち未適用者」となる対象者の考え方を具体的に明らかにすること。
7. 「キャリア加算」の発展的解消及び初任給額の引上げの実施時期を具体的に明らかにすること。
8. 一部の現業機関における労働時間・休日制の変更を行う根拠を具体的に明らかにすること。また、今後、他の現業機関への拡大に対する考え方を具体的に明らかにすること。
9. 設備技術センター、技術センター及び工事区の労働時間・休日制の変更を行った場合の要員算出(出面数)に対する考え方を具体的に明らかにすること。
10. 各区所にて実施している日直・宿直の要員配置に対する影響の有無についての考え方を具体的に明らかにすること。
11. 日直・宿直手当をそれぞれの職名等の区分において1,000円増額する根拠を具体的に明らかにすること。
12. フレックスタイム制におけるテレワーク前後での「移動時間の取扱いの明確化」について具体的な事例を列挙し内容及び期待する効果について明らかにすること。
13. 1か月単位の変形労働時間制を適用する社員の労働時間の取扱いに関する変更について、考え方を具体的に明らかにすること。
14. 通勤手当における併行した自社線以外の交通機関の利用に関する見直しを行う根拠と算出方法について具体的に明らかにすること。また、出勤時又は帰宅時の通勤時間が15分以上短縮できる場合にその利用を認めるとする根拠を具体的に明らかにすること。
15. 新幹線等又は自社線以外の交通機関(特急列車等)の要件を満たす場合の適用可能の可否について考え方を具体的に明らかにすること。
16. 自社線以外の交通機関から自社線への乗換駅の考え方を具体的に明らかにすること。
17. 休日明示を変更する場合の取扱いと一旦指定した勤務及び休日等の取扱いを見直す根拠を具体的に明らかにすること。
18. 今申し入れに対する回答は、2023年10月6日までに行うこと。また、団体交渉は2023年10月13日までに実施すること。